

【情報館】・特にことわりのないものは4月2日(月)から申し込みを受け付けます。・費用等の記載がないものは無料です。



新聞の回収にご協力ください!

新聞は貴重な資源です。新聞(チラシ含む)は「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の日にひもで十字にしばって出すか、紙製の新聞整理袋を使用して出してください。



●ビニール製の新聞整理袋で出されたものは回収できませんので、ご注意ください。  
問 資源循環推進課  
☎2998-9146

試験的に第1土曜日に東部クリーンセンターで家庭ごみを受け入れます

受け入れ日時 毎月第1土曜日午前8時30分～正午

受け入れごみ 家庭から出る燃やせるごみ・破砕ごみ類・びん・かん・スプレー缶・プラスチック・粗大ごみ・新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・ペットボトル  
受け入れ場所・問 東部クリーンセンター  
☎2998-5300

子ども手当に関するお知らせ

平成24年4月分からの制度につ

市税の夜間・休日納税窓口

夜間…4月2日(月)、27日(金)、5月1日(火) 午後5時～8時  
休日…4月1日(日)、22日(日) 午前8時30分～午後5時  
市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等  
◎電話による納税相談も受け付けます。  
市役所2階収税課☎2998-9073

納税は便利な口座振替をご利用ください。

▶納期内納付にご協力ください。  
▶ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)、コンビニエンス・ストアでも納付できます。

いては、詳細が決まりしだい、広報とろろがわ、市HP等でお知らせします。  
問 子育て支援課  
☎2998-9124



ひとり親家庭等医療費助成制度・児童扶養手当・特別児童扶養手当

◆ひとり親家庭等医療費助成制度  
対 次のいずれかに該当する18歳までの児童と、その児童を養育している父、母、または養育者  
▼父母が離婚した児童  
▼父または母が死亡した児童  
▼父または母が一定の障害を持つ児童  
▼その他の理由で父または母がいない児童  
対象となる医療費 保険診療分の自己負担金(高額療養費や付加給付金を除く)  
◎児童が18歳になった歳の年度末までが対象です。

児童扶養手当

◆児童扶養手当  
対 次のいずれかに該当する18歳までの児童を養育している父、母、または養育者  
▼父母が離婚した児童  
▼父または母が死亡した児童  
▼父または母が一定の障害を持つ児童  
▼その他の理由で父または母がいない児童  
手当月額 ▼児童1人：41,430円(全部) または41,420円(一部)

特別児童扶養手当

◆特別児童扶養手当  
対 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父、母、または養育者  
①身体障害者手帳1級～3級、4級の全部または、重度の内部的疾患をお持ちの方  
②療育手帳A、Bをお持ちの方  
③精神疾患、血液疾患等で①または②と同程度の障害をお持ちの方  
◎児童が公的年金を受けることができる場合は対象外です。

重度心身障害児等医療費助成制度

◆重度心身障害児等医療費助成制度  
保険診療にかかる一部負担金を助成します。  
対 次のいずれかに該当する方  
▼身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方  
▼療育手帳A、Bをお持ちの方  
▼一定の障害※をお持ちで、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上74歳以下の方、または、75歳以上で市長の認定を受けた方  
※一定の障害とは▼身体障害者手帳4級の一部(音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障

害等)をお持ちの方▼精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方▼障害基礎年金1級、2級に該当している方  
問 障害福祉課☎2998-9116

重度心身障害福祉手当

左表の通り手当を支給します。  
問 障害福祉課☎2998-9116

▼児童2人：5千円を加算▼児童3人以上：1人につき3千円を加算  
◎児童が18歳になった歳の年度末までが対象です。また申請者または児童が公的年金を受けることができる場合は対象外です。

特別児童扶養手当

◆特別児童扶養手当  
対 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父、母、または養育者  
①身体障害者手帳1級～3級、4級の全部または、重度の内部的疾患をお持ちの方  
②療育手帳A、Bをお持ちの方  
③精神疾患、血液疾患等で①または②と同程度の障害をお持ちの方  
◎児童が公的年金を受けることができる場合は対象外です。

児童扶養手当

◆児童扶養手当  
対 次のいずれかに該当する18歳までの児童を養育している父、母、または養育者  
▼父母が離婚した児童  
▼父または母が死亡した児童  
▼父または母が一定の障害を持つ児童  
▼その他の理由で父または母がいない児童  
手当月額 ▼児童1人：41,430円(全部) または41,420円(一部)

重度心身障害児等医療費助成制度

◆重度心身障害児等医療費助成制度  
保険診療にかかる一部負担金を助成します。  
対 次のいずれかに該当する方  
▼身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方  
▼療育手帳A、Bをお持ちの方  
▼一定の障害※をお持ちで、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上74歳以下の方、または、75歳以上で市長の認定を受けた方  
※一定の障害とは▼身体障害者手帳4級の一部(音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障

区分	対象	手当月額
A	▶身体障害者手帳1級程度の方▶療育手帳Aをお持ちの方▶障害程度が障害児福祉手当の支給要件に該当(精神障害者も含む)する方	11,500円(65歳以上の新規申請者は6,500円)
B	▶身体障害者手帳2級程度の方▶療育手帳A・Bをお持ちの方	9,000円(65歳以上の新規申請者は4,000円)
C	▶精神保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方	5,000円 ◎65歳以上の新規申請者は対象外です。

◎施設入所者、住民税が課税されている方、障害児福祉手当・特別障害者手当・経過福祉手当の受給者は対象外です。

重度心身障害福祉手当

左表の通り手当を支給します。  
問 障害福祉課☎2998-9116

▼身体障害者手帳1級の一部および2級の一部をお持ちの方  
▼療育手帳Aをお持ちの方  
▼精神保健福祉手帳1級で常時介護が必要な方  
▼重度の内部障害および血液疾患等で日常生活が極度に制限される方

◆障害児福祉手当  
対 20歳未満で次のいずれかに該当する方  
▼身体障害者手帳1級の一部および2級の一部をお持ちの方  
▼療育手帳Aをお持ちの方  
▼精神保健福祉手帳1級で常時介護が必要な方  
▼重度の内部障害および血液疾患等で日常生活が極度に制限される方

特別障害者手当

◆特別障害者手当  
対 20歳以上で次のいずれかに該当し、常時特別な介護が必要な方  
▼身体障害者手帳2級以上の障害を重複してお持ちの方  
▼肢体不自由に係る障害の一つにつき身体障害者手帳1級をお持ちの方  
▼療育手帳Aをお持ちの方  
▼精神保健福祉手帳1級をお持ちの方  
▼重度の内部障害および血液疾患等で、日常生活上絶対安静の方  
手当月額 26,260円  
◎施設入所者、3か月以上継続入

障害児福祉手当

◆障害児福祉手当  
対 20歳未満で次のいずれかに該当する方  
▼身体障害者手帳1級の一部および2級の一部をお持ちの方  
▼療育手帳Aをお持ちの方  
▼精神保健福祉手帳1級で常時介護が必要な方  
▼重度の内部障害および血液疾患等で日常生活が極度に制限される方

重度心身障害児等医療費助成制度

◆重度心身障害児等医療費助成制度  
保険診療にかかる一部負担金を助成します。  
対 次のいずれかに該当する方  
▼身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方  
▼療育手帳A、Bをお持ちの方  
▼一定の障害※をお持ちで、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上74歳以下の方、または、75歳以上で市長の認定を受けた方  
※一定の障害とは▼身体障害者手帳4級の一部(音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障

年度始めの臨時開庁

市役所本庁舎

4/1日 午前8時30分～午後5時

休日開庁

4/14日 午前8時30分～午後0時30分

臨時開庁と休日開庁は、時間および取り扱い業務が異なりますので、ご注意ください。受付できる業務は限定されます。取り扱い業務等の詳細は、各担当課へお問い合わせください。また、まちづくりセンター等の窓口は開設しません。

臨時 開庁業務内容	臨時・休日 開庁共通業務内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険の申請/市役所1階介護保険課☎2998-9420</li> <li>◆子ども手当・児童扶養手当・子ども医療費・ひとり親家庭等の医療費助成の手続き/市役所2階子育て支援課☎2998-9124</li> <li>◆新入学・転入学の手続き/市役所1階(特設窓口)学校教育課☎2998-9238</li> <li>◆市税の納付・納税相談/市役所2階収税課☎2998-9073</li> <li>◎休日開庁は上記業務は行いません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆転入・転出・転居等による異動届の受付、印鑑登録、各種証明書の発行、住民基本台帳カードの申請および交付/市役所1階市民課☎2998-9087</li> <li>◎電子証明書の申請および発行はできません。</li> <li>◆国民健康保険および国民年金の手続き/市役所1階国保年金課☎2998-9131(国民健康保険担当)☎2998-9095(国民年金担当)</li> </ul>

水道メーターを交換します

有効期限(8年)が切れる水道メーターは、新しいものに無料で交換しています。該当する方には、はがき等でお知らせし、指定工事業者が作業を行います。  
◎屋外作業のため、留守中でも実施することがあります。  
問 水道部給水課  
☎29921-1082

